

財務会計制度の体系

資料 1

項目		内容	根拠規定	備考
1 財産	財産の移管等	法人は、業務実施のため財産的基礎を有する必要があり、県は法人へ財産の移管等の措置を実施	第 6 条 第 1 項	資料 2 で説明
	財産の処分等	条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、知事の認可が必要とされており、その財産を指定する条例を制定	第 44 条 第 1 項	重要財産指定条例案を 12 月議会に提出予定
2 財源	運営費交付金	県は、法人に対し、その業務の財源に充てるため必要額を交付	第 42 条	資料 3・4 で説明
	授業料等	法人は、料金を徴収するときは、その上限を定め、議会の議決を経て、知事の認可を受けることが必要	第 23 条 第 1 項	平成 19 年 4 月、料金上限の認可に係る議会提案等を行う予定
3 会計	法人会計	法人の会計は、原則として企業会計原則による。	第 33 条	資料 5 で説明
	財務会計システム	新たな財務会計制度に対応する情報システムを構築		資料 6 で説明
	取引金融機関	法人の資金の収納、支払、管理等を経済的かつ効率的に行うため、取引金融機関を選定		前回準備委員会で説明済
4 監査	監事監査	監事は、法人の業務を監査	第 13 条 第 4 項	前回準備委員会で説明済
	会計監査人監査	会計監査人は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を監査	第 35 条	

根拠規定：地方独立行政法人法